

經濟産業大臣

宮沢 洋一 様

要望・提言書

全国知事会

地方拠点強化税制の運用等について

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するなど、地方創生を推進する観点から、全国知事会等の意見も踏まえ、東京圏から地方へ本社機能の移転や研究開発拠点の立地等を行う企業に対する国税・地方税を軽減する「地方拠点強化税制」の創設を規定する改正地域再生法が今国会において成立したところです。

今後、法施行に向けて必要な政省令等の整備が行われますが、地方拠点強化税制の運用等にあたっては、地域の実情を踏まえ、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、以下の事項についてご検討いただきますようお願いいたします。

- 1 地方拠点強化税制は、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが目的であることから、「概ね人口10万人以上の経済圏」とされる拡充型事業の対象地域の認定にあたっては、地域の実情を踏まえて、できるだけ柔軟な取り扱いをしていただきたい。
- 2 地方拠点強化税制は、雇用促進の目的で行うものではなく、東京圏から地方への人の流れ等を促進する趣旨で創設されるものであることから、拡充される雇用促進税制と所得拡大促進税制が併用できるようにしていただきたい。
- 3 移転型事業は、東京圏から地方への人の流れの促進が目的であることから、東京圏から移動してきた従業員に必要不可欠となる社員寮などの施設に限っては、特定業務施設整備計画の対象とし、オフィス減税を適用していただきたい。

平成27年6月25日

全国知事会 会長
京都府知事 山田 啓二

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長
富山県知事 石井 隆一